

朝来市過疎地域持續的發展計畫

自令和8年度

至令和12年度

令和8年3月

兵 庫 県 朝 来 市

目 次

1 基本的な事項

| | |
|----------------------|----|
| (1) 市の概況 | 1 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 | 5 |
| (3) 行財政の状況 | 7 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 | 9 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 10 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 10 |
| (7) 計画期間 | 10 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 11 |

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

| | |
|------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 12 |
| (2) その対策 | 12 |
| (3) 事業計画 | 13 |

3 産業の振興

| | |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 14 |
| (2) その対策 | 16 |
| (3) 事業計画 | 16 |
| (4) 産業振興促進事項 | 18 |
| (5) 公共施設等総合管理計画との整合性 | 18 |

4 地域における情報化

| | |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 19 |
| (2) その対策 | 19 |
| (3) 事業計画 | 19 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合性 | 19 |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

| | |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 20 |
| (2) その対策 | 21 |
| (3) 事業計画 | 21 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合性 | 25 |

6 生活環境の整備

| | |
|----------------------|----|
| (1) 現況と問題点 | 26 |
| (2) その対策 | 27 |
| (3) 事業計画 | 28 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合性 | 29 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | |
| （1）現況と問題点 | 3 0 |
| （2）その対策 | 3 0 |
| （3）事業計画 | 3 1 |
| （4）公共施設等総合管理計画との整合性 | 3 1 |
| 8 医療の確保 | |
| （1）現況と問題点 | 3 2 |
| （2）その対策 | 3 2 |
| （3）事業計画 | 3 3 |
| 9 教育の振興 | |
| （1）現況と問題点 | 3 4 |
| （2）その対策 | 3 5 |
| （3）事業計画 | 3 6 |
| （4）公共施設等総合管理計画との整合性 | 3 7 |
| 10 集落の整備 | |
| （1）現況と問題点 | 3 8 |
| （2）その対策 | 3 8 |
| （3）事業計画 | 3 8 |
| 11 地域文化の振興等 | |
| （1）現況と問題点 | 3 9 |
| （2）その対策 | 3 9 |
| （3）事業計画 | 4 0 |
| （4）公共施設等総合管理計画との整合性 | 4 0 |
| 12 再生可能エネルギーの利用の推進 | |
| （1）現況と問題点 | 4 1 |
| （2）その対策 | 4 1 |
| （3）事業計画 | 4 1 |
| 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | |
| （1）現況と問題点 | 4 2 |
| （2）その対策 | 4 2 |
| （3）事業計画 | 4 2 |
| ※事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） | 4 3 |

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア. 市における過疎地域

朝来市は、旧朝来郡4町の合併により平成17年4月1日に発足した。旧朝来郡4町のうち、旧山東町のみが平成12年に施行された過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく過疎地域に該当し、旧過疎地域活性化特別措置法による過疎地域であった旧生野町、旧朝来町の2町については、過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域の要件に該当しない特定市町村として、平成12年度から17年度までの5年間、経過措置を受けた。

合併後の旧山東町地域の過疎地域指定については、当初の過疎地域自立促進特別措置法では平成22年度までであった期限が、平成22年の法改正により平成27年度まで延長され、さらに、東日本大震災を機に平成24年の法改正で平成28年度から令和2年度まで再度延長されたことにより引き続き指定された。

令和3年4月に施行された過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法により、従前から過疎地域の指定を受けていた旧山東町に加え、旧生野町、旧朝来町においても指定を受けることとなり、本市においては旧和田山町を除く3町が一部過疎の指定を受けている。

イ. 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

[位置と面積]

朝来市は、兵庫県のほぼ中央部に位置しており、北は養父市と豊岡市に接し、南は神崎郡神河町、東は丹波市、京都府福知山市、西は宍粟市に接している。

市域は南北約32km、東西約24kmの範囲に広がり、面積約403km²は但馬地域の18.8%、県全体の4.8%を占めている。

[地形・地勢・気候]

市の面積のうち83.8%が山林であり、農地5.9%、宅地2.1%と、典型的な中山間地域である。日本海へ流れる円山川と瀬戸内海へ流れる市川の源流地域でもある。

市の中央部を一級河川の円山川が南から北へ流れ、東部には黒川ダム、多々良木ダムをもつ朝来群山、南西部には段ヶ峰、須留ヶ峰、生野高原、さのう高原等の山岳高原地帯が広がり、豊かな自然環境を形成している。

気候は日本海型で、多雨多湿であり、冬季の降雪と年間を通じて降雨が多いことが特徴である。

② 歴史的条件

[古代～近世]

朝来市の歴史は古く、城ノ山古墳、池田古墳、茶すり山古墳等の大型古墳が本市域に集中しており、この地域の政治的中心地であったと考えられる。

8～9世紀には山東地域の粟鹿において駅家(うまや)の存在が発掘調査によっ

て明確となったことと併せ、律令政治の行政機関であった郡衙（ぐんが）が置かれていたと推定される。また、室町期には守護職であった山名氏の被官である太田垣氏の領地となり、竹田城が築城され、生野銀山は戦国時代には太田垣氏により経営がなされ、その後、太田垣氏、織田信長、羽柴（豊臣）秀吉等の治世を経て、江戸時代には徳川幕府の直轄地となった。

[近代～現代]

明治元年、生野鉱山が日本初の官営鉱山となり、同2年に生野県の成立をみたが、同4年に豊岡県に統合されている。また、同11年の郡区町村編成法の施行に伴い養父朝来郡役所が和田山村に置かれ、同22年の町村制施行により、朝来郡には生野町、山口村、中川村、竹田村、枚田村、東河村、梁瀬村、栗鹿村、与布土村の1町8村が成立した。その後、昭和29年には梁瀬町、栗鹿村、与布土村の合併により山東町が、中川村、山口村の合併により朝来町が発足した。同31年に南但町（同30年に糸井村、大蔵村の合併により成立）・和田山町（同30年に和田山町、東河村の合併により成立）・竹田町の合併により和田山町が成立した。生野町は同32年に神崎郡大河内町川尻・栃原を編入、同34年には和田山町堀畑が養父町に編入された。

そして、平成17年4月1日に朝来郡4町が合併し、朝来市が発足した。

③ 社会的条件

朝来市は、京阪神からは鉄道、高速道路等を利用しておよそ1時間半から2時間、姫路からはJR播但線や播但連絡道路等を利用しておよそ1時間の位置にある。

また、但馬・山陰地方と京阪神大都市圏を結ぶ国道9号、312号、427号、429号が交わり、JR播但線とJR山陰本線が交差する交通の要衝である。

広域的な高速・高規格道路網の整備が進み、平成18年には北近畿豊岡自動車道の春日～和田山間が開通し、令和6年には豊岡市の豊岡出石インターチェンジまで北伸された。

④ 経済的条件

朝来市の従業者の推移をみると、平成7年の18,816人から減少が続いており、令和2年には14,226人と平成7年から4,590人の減少となっている。

令和2年の従業者総数に対する産業3部門別の割合は、第1次産業5.5%、第2次産業28.9%、第3次産業65.6%となっており、第1次産業の縮小と第3次産業の拡大が進んでいる。

かつての基幹産業は鉱業・農林業であったが、鉱業の衰退、農業の多様化、木材価格の下落、零細経営、後継者不足等の要因から縮小傾向が続く一方で、工業団地の整備や広域的な道路網の整備等による生活圏、就業圏の拡大といった経済基盤の変化に伴い、より生産性の高い第2次産業、第3次産業へと転換が進んできた。

ウ. 過疎の状況

① 人口等の動向

生野・山東・朝来地域の人口推移を国勢調査で見ると、昭和 55 年には 20,804 人であったが令和 2 年には 14,116 人となり、40 年間に 6,688 人 (32.1%) 減少している。一方、世帯数においても昭和 55 年には 5,942 戸であったが、令和 2 年には 5,492 戸となり、450 戸 (7.6%) 減少している。

また、昭和 55 年と令和 2 年を比較すると、年少人口 (15 歳未満) は 4,137 人が 1,478 人となり、2,659 人 (64.3%) 減少し、生産年齢人口 (15 歳以上 65 歳未満) は 13,208 人から 6,874 人となり、6,334 人 (48.0%) 減少している。高齢人口 (65 歳以上) については昭和 55 年に 3,459 人であったが、令和 2 年には 5,676 人となり、2,217 人 (64.1%) 増加している。

核家族化の進行や少子高齢化による自然減に加え、都市部の高等教育機関へ新規学卒者等が進学することによる若年人口の流出、若者の希望するような就労の場が少ないことによる都市部への若年労働者の流出等による社会減が人口の減少に拍車をかけている。

② これまでの対策

平成 17 年 4 月 1 日に朝来郡 4 町による合併が行われ、朝来市が誕生したが、山東地域は合併時から、生野地域、朝来地域は令和 3 年 4 月から一部過疎地域として過疎地域指定を受け、指定を受けない和田山地域を含め市内全域において、国等の様々な支援制度を活用しながら、朝来市の自立促進に向けた各種の施策を展開してきた。

今日までの施策として、移住定住の取組では、移住フェア等への出展や「あさご暮らし体験会」等の移住希望者への朝来市の魅力発信事業のほか、定住促進住宅や空き家バンクの運営、住宅取得等補助による定住支援等、地域住民とともに推進してきた。

産業の振興では、農林業の基盤整備や、活力ある企業の進出による経済の活性化を図るため、山東地域に新たな産業団地の整備を進めているほか、新たな産業の基盤となる観光業の振興を図ってきた。

交通通信体系の整備では、主要道路及び集落内道路の新設改良・舗装や、光ファイバー網による市内全域での超高速インターネット回線の整備等、地域間情報格差の解消に努めてきた。

生活環境の整備では、生活排水処理施設の機能強化や補完的管路工事等の施策を講じてきたほか、消防自動車の更新や防火水槽等を整備することで、防災の向上を図った。

福祉・保健施設の整備では、平成 28 年に朝来市保健センターを開設し、市民が健康で安心して暮らせる環境づくりを行った。

医療施設の整備では、市内にあった 2 つの病院を統合し、平成 28 年に公立朝来医療センターが開院、令和 5 年からは豊岡病院と連携した産婦人科が新設され、医療体制の強化が図られた。

教育文化施設の整備では、次代の朝来市の発展を担う子どもを育成する拠点としての校舎やスポーツの拠点となる体育施設の改修・耐震診断を行った。

また、概ね小学校区を単位とした地域自治協議会の設置によって自発的・主体的な活動の支援や地域の公共的サービスを担う人や団体の育成、地域課題の解決に向けての取組を行い、一人一人が主体的に地域の担い手として参画し、地域社会を支える仕組みづくりを進めた。

さらに、市内に数多く存在する歴史文化遺産（竹田城跡、近代化遺産、古墳群等）や豊かな自然環境（コウノトリ、オオサンショウウオ等）を活用した地域文化の振興を図っているほか、令和7年度から国内随一のオオサンショウウオの生息地として知られる生野町黒川地域において朝来市の豊かな自然環境の展示・研究・教育の拠点となる施設の整備を進め、環境教育の充実と観光振興に取り組んでいる。

③ 現状と課題

ここ数年の地域人口は減少傾向が続いている。また、人口構造をみると、都市部への若者の流出といった社会減に加え、急速な少子高齢化による自然減により、過疎化に歯止めがかかっていない状況にある。また、少子化による自然減と転出等による社会減により生産年齢人口の減少が続く中、市内事業所においては、働き手の確保に非常に苦慮している状況にある。

こうした中、過疎地域の持続的発展に向けて次のような課題に取り組む必要がある。

- 若者の定住に向けた地域づくりの推進・UIJターンの促進
- 地域間交流の活性化と地域資源を活用した産業の振興
- 市内産業の活性化と企業誘致による雇用の促進
- 生活基盤の充実と情報化社会に対応した機能強化の推進
- 少子高齢化に対応した保健・福祉・医療対策の充実
- 次世代を担う人材育成の推進・教育の充実
- 豊かな自然環境を保全・活用する循環型社会の形成
- 参画と協働による地域づくりの推進

④ 今後の見通し

今後も人口の減少と少子高齢化が急速に進み、農林業の衰退、地域コミュニティの弱体化等、厳しい状況が続くと予想される。しかしながら、本市には、豊かな自然環境と長い歴史が培ってきた風土・文化が根付いており、多様なライフスタイルを実現できる場所と位置づけることができる。価値観の変化やライフスタイルの多様化が進む昨今、都市部においては田舎暮らしを希望する人も増加しており、中山間地域へのUIJターンによる移住定住の増加や、新規就農者の増加が期待できる。本市においてもこうしたニーズに対応し、まちの魅力の創出や、移住定住・新規就農希望者に対する情報提供や支援体制の充実が必要となっている。

また、安心して快適に住める魅力ある地域づくりのため、今後も総合的な生活基

盤の整備、保健・医療・福祉の推進及び保育・教育環境の充実が求められる。加えて、多様化するニーズ、社会情勢の変化及び自然環境の変化に適応するため、行政、地域及び市民が連携し、魅力ある地域活力の創出に取り組む必要がある。

エ. 社会・経済的発展の方向

① 産業構造の変化

現在の日本社会は、経済活動の国際化、環境問題に対する意識の高まり等により、大量生産・大量消費に象徴される工業中心の産業構造から、情報化や高齢化の進展に伴って、サービスや知識や技術の集約化・情報化といった新しい産業構造の比重が高まりつつある。こうした中、国民一人一人の価値観やライフスタイルも変化しつつあり、経済的豊かさだけでなく、自然・文化・環境・安全等の人間的・質的価値、言わば「心の豊かさ」が求められてきている。

そのような中であって、生活圏や就業圏の拡大に伴う経済基盤の変化に伴い、若者の就農意識の低下、地域商業の停滞及び工業の機械化や、人口減少による雇用の維持確保が課題となっている。

② 地域の経済的な立地特性

朝来市は前述のとおり、鉄道、高速道路等を利用して京阪神からはおよそ1時間半から2時間圏内であり、姫路からはおよそ1時間という恵まれた立地にある。

また、南北経済圏を結ぶ、高規格道路や国県道が交差する交通の要衝であり、令和6年には北近畿豊岡自動車道が豊岡出石インターチェンジまで北伸されたことにより、一段と近隣地域への近接性が高まった。

一方で、市内には自然を活かした観光資源や温泉施設が多数あり、竹田城跡、生野銀山及び神子畑選鉱場等の貴重な歴史文化遺産との相乗効果による集客も期待できる。

今後、交流人口の増加を、地域経済の活性化やUIJターンによる移住定住の促進にどのように結びつけるかが当地域の社会・経済的発展の鍵となると考えられる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移と動向

生野・山東・朝来地域の人口は、朝来市合併当時の平成17年の17,999人（旧町単位の合計値）と比較すると年々減少傾向にある。

また、年少人口も年々減少傾向にある中で、令和2年の高齢者比率は40.2%であり、この少子高齢化の傾向は今後もさらに進行していくことが予測される。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査:生野・山東・朝来地域)

| 区分 | 昭和55年 | | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 20,804 | △ 4.9 | 19,777 | △ 9.0 | 17,999 | △ 15.4 | 15,220 | △ 30.1 | 14,116 | △ 7.3 |
| 0歳～14歳 | 4,137 | △ 17.4 | 3,418 | △ 27.8 | 2,469 | △ 30.1 | 1,726 | △ 30.1 | 1,478 | △ 14.4 |
| 15歳～64歳 | 13,208 | △ 7.7 | 12,196 | △ 18.6 | 9,929 | △ 21.5 | 7,796 | △ 21.5 | 6,874 | △ 11.8 |
| うち | | | | | | | | | | |
| 15歳～29歳(a) | 3,554 | △ 16.5 | 2,967 | △ 23.3 | 2,276 | △ 28.3 | 1,633 | △ 28.3 | 1,369 | △ 16.2 |
| 65歳以上(b) | 3,459 | 20.4 | 4,163 | 34.5 | 5,601 | 5.682 | 5,682 | 1.4 | 5,676 | △ 0.1 |
| (a)/総数 | % | — | % | — | % | — | % | — | % | — |
| 若年者比率 | 17.1 | — | 15.0 | — | 12.6 | — | 10.7 | — | 9.7 | — |
| (b)/総数 | % | — | % | — | % | — | % | — | % | — |
| 高齢者比率 | 16.6 | — | 21.0 | — | 31.1 | — | 37.3 | — | 40.2 | — |

※総数には「年齢不詳」を含む。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査:朝来市)

| 区分 | 昭和55年 | | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 36,850 | △ 0.6 | 36,625 | △ 5.0 | 34,791 | △ 11.5 | 30,805 | △ 24.0 | 28,989 | △ 5.9 |
| 0歳～14歳 | 7,699 | △ 11.2 | 6,839 | △ 26.4 | 5,032 | △ 24.0 | 3,822 | △ 24.0 | 3,394 | △ 11.2 |
| 15歳～64歳 | 23,210 | △ 2.7 | 22,574 | △ 11.3 | 20,021 | △ 16.8 | 16,663 | △ 16.8 | 14,817 | △ 11.1 |
| うち | | | | | | | | | | |
| 15歳～29歳(a) | 6,045 | △ 10.9 | 5,384 | △ 13.5 | 4,656 | △ 25.6 | 3,463 | △ 25.6 | 2,989 | △ 13.7 |
| 65歳以上(b) | 5,941 | 21.4 | 7,212 | 35.0 | 9,738 | 5.0 | 10,225 | 5.0 | 10,351 | 1.2 |
| (a)/総数 | % | — | % | — | % | — | % | — | % | — |
| 若年者比率 | 16.4 | — | 14.7 | — | 13.4 | — | 11.2 | — | 10.3 | — |
| (b)/総数 | % | — | % | — | % | — | % | — | % | — |
| 高齢者比率 | 16.1 | — | 19.7 | — | 28.0 | — | 33.2 | — | 35.7 | — |

※総数には「年齢不詳」を含む。

表1-1(2) 人口の見通し(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」:朝来市)

| 区分 | 令和12年 | | 令和17年 | | 令和22年 | | 令和27年 | | 令和32年 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 24,733 | △ 7.2 | 22,849 | △ 7.6 | 20,990 | △ 8.1 | 19,187 | △ 8.6 | 17,415 | △ 9.2 |
| 0歳～14歳 | 2,502 | △ 15.8 | 2,070 | △ 17.3 | 1,863 | △ 10.0 | 1,682 | △ 9.7 | 1,508 | △ 10.3 |
| 15歳～64歳 | 12,257 | △ 8.5 | 11,155 | △ 9.0 | 9,649 | △ 13.5 | 8,381 | △ 13.1 | 7,318 | △ 12.7 |
| うち | | | | | | | | | | |
| 15歳～29歳(a) | 2,375 | △ 7.6 | 2,203 | △ 7.2 | 1,883 | △ 14.5 | 1,598 | △ 15.1 | 1,323 | △ 17.2 |
| 65歳以上(b) | 9,974 | △ 3.0 | 9,624 | △ 3.5 | 9,478 | △ 1.5 | 9,124 | △ 3.7 | 8,589 | △ 5.9 |
| (a)/総数 | % | — | % | — | % | — | % | — | % | — |
| 若年者比率 | 9.6 | — | 9.6 | — | 9.0 | — | 8.3 | — | 7.6 | — |
| (b)/総数 | % | — | % | — | % | — | % | — | % | — |
| 高齢者比率 | 40.3 | — | 42.1 | — | 45.2 | — | 47.6 | — | 49.3 | — |

イ. 産業の現況と今後の動向

生野・山東・朝来地域の就業人口は、令和2年国勢調査では6,689人で、就業率は47.4%となっている。昭和55年から令和2年までの40年間における各産業の就業人口比率の推移をみると、第1次産業が14.3%から5.8%に、また、第2次産業が42.7%から29.9%に減少する一方で、第3次産業は43.0%から64.3%へと増加しており、第3次産業の成長と第1次及び第2次産業の後退が顕著である。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査:生野・山東・朝来地域)

| 区分 | 昭和55年 | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------|-------------|------------|------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 10,558 | 人 9,633 | % △ 8.8 | 人 8,453 | % △ 12.2 | 人 6,993 | % △ 17.3 | 人 6,689 | % △ 4.3 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 14.3 | % 9.6 | — | % 9.8 | — | % 6.7 | — | % 5.8 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 42.7 | % 45.2 | — | % 33.9 | — | % 29.7 | — | % 29.9 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 43.0 | % 45.2 | — | % 56.3 | — | % 63.6 | — | % 64.3 | — |

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査:朝来市)

| 区分 | 昭和55年 | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 18,919 | 人 17,903 | % △ 5.4 | 人 16,773 | % △ 6.3 | 人 14,697 | % △ 12.4 | 人 14,226 | % △ 3.2 |
| 第一次産業 就業人口比率 | % 15.4 | % 10.0 | — | % 7.9 | — | % 5.8 | — | % 5.5 | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | % 39.0 | % 41.7 | — | % 32.8 | — | % 29.1 | — | % 28.9 | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | % 45.6 | % 48.3 | — | % 59.3 | — | % 65.1 | — | % 65.6 | — |

(3) 行財政の状況

ア. 行政の状況

朝来市を取り巻く社会情勢は、産業構造の変化、少子高齢化、高速交通網の整備や高度情報通信システムの進展、突発的な災害の発生、さらには地方分権による行政システムの変化といった急激な変貌を見せており、住民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、行政に求められる役割は細分化・複雑化してきている。

こうした中、朝来市では次のような自治体運営を推進している。

- 効率的な行政運営のため、組織と事務分掌の見直しを行い、市民に分かりやすく政策体系に沿った、効率的でスリム化された組織体制の推進。
- 客観的で公平性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度を確立するとともに、能力と成果を反映した給与制度の導入。
- 人口規模に見合った職員数にするため、業務内容及び人員配置の見直し、適正な職員数の管理。
- 人材育成基本方針に基づく研修体系を確立し、行政運営や政策形成などの研修を計画的に推進し、職員の意識改革を進めるとともに、行政課題の多様化、複雑・高度化と市民ニーズの変化に対応できる能力と資質を持った職員の育成。
- 広報・広聴体制の充実や情報公開体制・制度の拡充を図るほか、行政手続の簡素化、透明化等を進め、参画と協働のまちづくりの一層の推進。
- 総合計画を基軸とする計画的な行財政運営を進めるため、行財政改革、財政計画、行政評価とリンクした行政マネジメントシステムの構築・運用。
- 高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、関係市町との事務共同処理や広域連携による相互協力を積極的に推進するとともに、国・県等と連携を保ちな

から幅広い広域行政の展開。

イ. 財政の状況

朝来市の令和6年度における歳入総額は、約222億円となっている。歳入に占める地方税、使用料等の自主財源の割合は低く、地方交付税、国県支出金等の依存財源の割合が高いため、国の方針や政策に大きく左右される状況にある。

経常経費の削減や繰上償還による地方債残高抑制等の取組により、経常収支比率、実質公債費比率といった財政指標は一定の健全性を確保している一方で、更なる少子高齢化・過疎化の進行により財政負担の増加は避けられない状況にある。地域の行政に対する依存度は依然として高い状況にあり、住民サービスの充実には財政負担と相関関係にあることから、今後も効果的かつ合理的な財政投資が不可欠であり、長期的な展望のもとに財政構造を改善し、弾力的かつ効率的な財政運営を図っていく必要がある。

今後は、国県補助金や交付金、財政的に有利な起債を活用しながら地域活力の向上及び財政構造の改善を図るとともに、市税の収納率向上対策の強化等により、自主財源の確保を図るほか、住民の主体的・積極的な参画による自立した地域社会の構築を柱とし、地域自治協議会を中心とした市民と行政の協働による効果的かつ合理的な行政運営を目指すこととする。

市町村財政の状況(決算ベース:朝来市)

(単位:千円, %)

| 区 分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和2年度 |
|----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 21,844,941 | 25,582,366 | 24,812,998 |
| 一般財源 | 13,115,877 | 13,755,949 | 13,446,921 |
| 国庫支出金 | 1,895,948 | 1,913,234 | 5,645,653 |
| 都道府県支出金 | 1,705,075 | 1,595,695 | 1,570,062 |
| 地方債 | 2,596,300 | 5,210,000 | 1,455,800 |
| うち過疎債 | 346,200 | 313,700 | 217,100 |
| その他 | 2,531,741 | 3,107,488 | 2,694,562 |
| 歳出総額 B | 20,343,098 | 24,294,719 | 23,750,923 |
| 義務的経費 | 9,457,668 | 8,681,823 | 9,262,235 |
| 投資的経費 | 3,194,460 | 6,266,469 | 2,147,477 |
| うち普通建設事業 | 2,627,407 | 6,265,353 | 2,147,477 |
| その他 | 7,690,970 | 9,346,427 | 12,341,211 |
| 過疎対策事業費 | 455,448 | 455,376 | 737,825 |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 1,501,843 | 1,287,647 | 1,062,075 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 267,751 | 413,824 | 278,498 |
| 実質収支 C-D | 1,234,092 | 873,823 | 783,577 |
| 財政力指数 | 0.496 | 0.421 | 0.399 |
| 公債費負担比率 | 23.5 | 21.6 | 21.7 |
| 実質公債費比率 | 17.9 | 10.9 | 11.3 |
| 起債制限比率 | - | - | - |
| 経常収支比率 | 87.7 | 84.4 | 89.1 |
| 将来負担比率 | 120.9 | 36.5 | - |
| 地方債現在高 | 30,078,654 | 29,336,052 | 20,490,619 |

ウ. 施設整備の状況

これまでに住民福祉の充実、生活環境の改善及び利便性向上のための基盤整備を

積極的に行ってきた結果、主要公共施設の整備水準において改善が進んだ。

しかしながら、依然として市道の改良・舗装や交通通信体系の整備、上下水道施設の拡充・機能強化、こども園や小中学校の校舎をはじめ屋内運動場やプール等の教育環境の整備、社会体育施設や文化施設の整備、病院等の医療施設の確保及び福祉施設の整備等、多方面にわたる整備が必要とされている。

また、北近畿豊岡自動車道の整備に対応し、かつ広大な市域を結ぶ基幹市道の整備を計画的に行っていくことが望まれている。

主要公共施設等の整備状況(朝来市全域)

| 区 分 | 昭和55 年度末 | 平成2 年度末 | 平成12 年度末 | 平成22 年度末 | 令和2 年度末 |
|---------------------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 市 町 村 道 | | | | | |
| 改良率 (%) | 19.0 | 42.1 | 52.9 | 64.9 | 66.1 |
| 舗装率 (%) | 49.0 | 76.3 | 83.6 | 89.3 | 92.0 |
| 耕地1ha当たり農道延長(m) | 78.3 | 78.3 | 96.3 | 73.5 | 67.1 |
| 林野1ha当たり林道延長(m) | 2.8 | 4.2 | 5.8 | 3.6 | 3.2 |
| 水道普及率 (%) | 98.6 | 97.1 | 98.4 | 99.1 | 99.2 |
| 水洗化率 (%) | 1.8 | 18.3 | 87.3 | 92.8 | 95.2 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床) | 5.3 | 5.2 | 4.3 | 5.8 | 5.1 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

朝来市では、令和3年に策定した朝来市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）及び令和4年に策定した第3次朝来市総合計画（令和4年度～令和11年度）に基づき、地域の自立に向けた各種施策を実施してきた。

こうした中、過疎地域からの脱却を図るためには、兵庫県が定めた過疎地域持続的発展方針に定める基本理念「～一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる地域づくり～」及び取組方針の「地域への人の流れの拡大を推進」、「地域を支える産業の振興」及び「安心して豊かな生活が送れる地域づくり」を踏まえ、朝来市における過疎地域の持続的発展に向け、以下のとおり目標を定める。

[目標]

- UIJ ターンの促進と雇用・産業創出に重点を置いた地域の活性化
- 地域住民が安全安心に生活できるための生活基盤の更なる充実
- 地域や各種団体と行政の連携による分権型社会システムの実現

[基本方針]

上記3点の目標達成のため、人口の増減要因となる「社会増減」と「自然増減」のそれぞれの観点から持続的発展の基本方針を次のとおり定めることとする。

[社会増の促進]

雇用・産業創出に重点を置き、地域性と市民の知恵や技術を活かした各分野の産業振興、産業創造及び観光交流の活性化を図り、若者の定着や UIJ ターン

による移住定住を促進し、移り住んでみたいまちづくりに取り組む。

[社会減の抑制]

安全・環境・医療・交通等の居住環境の充実に重点を置き、適切な森林管理の促進、自然環境の保全や水源かん養等の森林が持つ多面的機能の強化や、コウノトリ育む農法等の人と環境に優しい農業の推進による自然環境の保全、自然との共生及び循環型社会の生活環境づくり等、居住環境の充実に図り、住み続けたいまちづくりを行う。

[自然増の促進]

出産・子育て・教育等の充実に重点を置き、子どもの学ぶ意欲を大切に確かな学力の定着を目指し次代の朝来市を担う子どもの育成に地域ぐるみで取り組むとともに、魅力ある教育環境の整備、安心して子どもを産み、健やかに育成する保育環境の整備及び婚活支援事業を展開する。

[自然減の抑制]

生きがい・健康・福祉等の充実に重点を置き、市民の生涯にわたる自主的な学習・スポーツ・文化活動の促進や、地域性を活かしたゆとりあるライフスタイルの実践及び国内外との多様な交流活動を展開し、元気で長生きできるまちづくりに取り組む。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

第2次総合計画後期基本計画策定時に行った将来推計人口に基づき、令和32(2050)年の人口を20,000人に維持することを目指し、第3次総合計画期間の終了時である令和11(2029)年時点で26,300人を維持することを人口指標として設定している。この人口目標を踏まえ、朝来市では、人口政策による地域力の向上に向けたまちづくりを展開する。

| 区分 | 平成27年 | 令和3年 | 令和11年 | 令和32年頃 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 人口指標 | 30,805人 | 28,500人 | 26,300人 | 20,000人 |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、朝来市行政評価の仕組みの中で、各事業に設定された成果指標の評価に基づく効果検証を行い、議会の審査を経た上で市ホームページにて公開する。

(7) 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等は、行政サービスや教育の場、子育て支援・高齢者支援及び地域コミュニティの拠点等の役割を担い、日常生活や経済活動の基盤として、暮らしを支える市民の貴重な財産であるとともに、災害時には、緊急輸送・避難ルートや避難場所等として市民の安全を守る重要な役割を担っている。

しかしながら、老朽化の進行により安全性が低下し、日常的な修繕等が必要となっている施設が増えつつある中、公共施設マネジメントの取組においては、今後とも市民等が安全に安心して施設を利用できる環境を整えるとともに、災害時に必要な防災機能の役割を果たしていくことも見据え、順次施設の安全性の確保を図る必要がある。

このため、公共施設等総合管理計画においては、「安全性の確保」、「行政サービスの維持・向上」及び「財政負担の軽減」を基本的な考え方として、「保有量の最適化（総量の縮減）」、「計画的な保全（長寿命化の推進）」及び「効率的・効果的な維持管理・運営（費用対効果の改善）」を取組の3原則に掲げ、更新等費用の縮減・平準化とともに、各施設の機能に応じた多様な主体との協働による維持管理・運営に取り組むこととしている。

当過疎計画の対象地域における公共施設、又は新たに整備を行う公共施設においては上記の考え方と整合性を図りつつ、地域振興及び持続可能な地域づくりのための必要な整備を行うものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア. 移住定住の促進

朝来市では高齢化に伴い、地域活動を支える世代の減少が問題となっており、住民の高齢化は田畑や森林の管理、伝統地域文化の継承が次第に困難となることに加え、地域の防犯や消防等の自主的な住民活動等の地域コミュニティ機能の弱体化を招く恐れがある。

今後、地域の若者や都市部からのUIJターン者等を含めた移住定住の促進のために、主に都市部での情報発信のほか、「あさご暮らし体験会」等を実施することで、本市の魅力発信に努める。特に、若者・子育て世代の移住定住を促進するため、空き家の利活用支援や住宅取得補助等の総合的な移住定住対策を行い、高齢者から若者まで安心して暮らせるまちづくりを推進する必要がある。

イ. 地域間交流の促進

朝来市の重要課題である少子化対策及び移住定住の促進等を目的に、オンラインも含めた近隣市内外の未婚男女の出会いの場を提供し、諸団体・機関と連携した多角的・総合的な支援が必要である。

また、交流事業の一層の充実や地域交流団体の育成等を図り、市民間のみならず国内外の都市との幅広い分野での交流に努める必要がある。

さらに、都市との交流により農山村地域の活性化を図り、関係人口の創出や本市農家の生産意欲向上を交流のポイントに置きながら、地域交流の広がりを図っていくことも必要である。

ウ. 人材育成

朝来市における人口減少の傾向を分析すると、高校卒業後の進学を契機に朝来市を離れるケースが大半であるため、朝来市で生まれ育った子どもたちが朝来市で暮らしたいと思えるよう、シビックプライドを育む機会をつくる必要がある。

また、人口が減少していく中において持続可能な地域づくりが展開できるよう、市民一人一人が得意なこと等を活かし、市民が主体となって地域課題の解決に向かって取り組む活動を促進していく必要がある。

(2) その対策

- 出会いの場の創出
- 都市部住民との地域間交流に伴う関係人口の創出
- 都市部からの移住定住の推進
- 移住定住に係る補助金制度の利用促進

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------------------|-------------------|--------------------|------|----|
| 1. 移住・定住・地域 間交流の促進、人材育 成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 移住・定住 | | | |
| | | 定住促進事業 | 朝来市 | |
| | | 住みたい田舎移住促進プロジェクト事業 | 朝来市 | |

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農林産業の振興

① 農業

2025年農林業センサスに基づく朝来市の農業を取り巻く現況は、農家戸数が700戸（うち販売農家600戸（うち法人14社）、自給農家100戸）となっている。

法人を含む農業の経営は、平均耕地面積が約157aと農地の集積が進みつつある。

また、副業的農家（自営農業が60日未満）の割合は約87%と高く、農業就業状況についても65歳以上の割合が約81%を超えており、担い手・後継者不足の問題は、ますます深刻度を増している現状にあり、農業従事者の高齢化や後継者不足により農地の荒廃が目立ち始めている。

加えて、令和6年度のシカ等による有害鳥獣被害は、被害面積が約2.6ha、被害額が年間約351万円になっており、農家の生産意欲を減退させている。

これらの問題を解消するため、一部では集落営農組織が設立されているが、設立されていない集落での農地の荒廃が懸念されるほか、農業用水路等の老朽化が目立ってきており、改修が必要となってきた。

その他、市内の道の駅等で販売する農作物については、売上額が伸びているが、冬季の農作物の品薄を解消するため、ハウス設置等の支援を引き続き行う必要がある。

② 畜産業

朝来市の畜産業について、肉用牛においては、需要の高まりにより子牛価格は高騰し、若手畜産農家が畜舎を増設し飼養頭数の増頭を行う一方で、高齢化による担い手不足等により畜産農家は年々減少し、令和7年2月末現在において、肉用牛は6戸（432頭）となっている。また、乳用牛は2戸（47頭）となっている。養鶏においては、ブロイラーは8戸（23万2千羽）、採卵鶏は法人1社（45万羽）、個人3戸（100羽）となっているが、いずれの畜産農家も後継者不足や鶏糞による悪臭公害等の問題を抱えており、今後とも増羽は見込めない状況下にある。

これらの現状を踏まえると、肉用牛については優良牛の改良促進や繁殖率の向上に資する取組が、養鶏については需要動向に即した計画生産等の更なる取組が必要となっている。

畜産物需要は、近年概ね堅調に推移してきたが、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生等、不測の事態に大きく影響されることから、関係行政機関との緊密な連携に基づく防疫措置を継続的に講ずる必要がある。

家畜排せつ物の処理については、地域の環境保全と密接な関係にあることから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく適切な処置が求められる。しかしながら、畜産農家数やその経営規模、家畜糞尿処理施設の運営コスト等を踏まえると、広域的なまとまりの中での設置が妥当と考えられる。ま

た、耕畜連携の活発化に向けた取組も必要である。

③ 林業

朝来市の森林の大部分となる 12 齢級前後の林分の搬出を含む適正管理が緊急かつ重要な課題となっているが、近年の木材価格の低迷、林業労働力の減少及び生産性の向上の遅れ等から林業生産活動が低下し、間伐等の管理が適正に実施されていない林野が増加しており、大きな課題となっている。

これらの林野が増加することにより、森林の荒廃を招き、林業生産機能の低下とともに、水源かん養や土砂災害防止機能の低下、河川環境の悪化及び鳥獣被害の増加をもたらす原因となるため、森林施業の共同化、基盤整備、機械化の促進及び林業労働力の確保等を図り、計画的な管理を実施することが重要である。

イ. 商工業等の振興・雇用の創出

生野・山東・朝来地域における商業環境は、小規模・零細の小売が主体であり、ほとんどが地元消費者のみを顧客とする零細経営である。近年は後継者不足による店主の高齢化や、モータリゼーションの進展に伴う郊外型大型店舗・ロードサイド店の進出等により、商店街の衰退化や空洞化は深刻さを増している。

こうした厳しい商業事情のもとで生き残るためには、多様化する顧客ニーズへの対応や新たな情報サービス事業の展開等、顧客満足度の向上が求められている。

また、少子化や若年層の都市部流出の影響を受け、事業者数も減少しており、若者が地域に定着するためには、安定した生活環境が保証された雇用の場づくりを進める必要がある。

このような状況の中、市内に北近畿豊岡自動車道のインターチェンジが設置されている等の地理的な優位性を活かし、製造業をはじめとする工場等新增設支援により、企業の支援や誘致促進を行う必要がある。

加えて、古くから各地域にある資源を利用した地域住民の主体的な場づくり、また、それらを利用して新たに出店される個人や法人を支援するため、商工会や行政が連携した支援を行い、にぎわいのあるまちづくりを目指していく必要がある。

さらに、市内全域に光ケーブル網を構築している本市の優位性を活かし、情報通信・情報サービス業等、若者が就職を希望するような企業の誘致を進める必要がある。

ウ. 観光の振興

生野・山東・朝来地域は、多くの観光資源を有しており、各地域固有の文化や多彩な地域資源を活かし国内外からの交流人口を増加させるとともに、周遊観光を促進し地域全体の回遊性向上の取組により、地域産業・経済の発展につなげ、地域の活性化を図っていく必要がある。

市内の道の駅等は、休憩機能や情報発信機能に加え、各地域の農産物販売や観光周遊拠点として地域の連携機能を担っており、訪日外国人を含む観光客等の受入環境を整え、利便性やおもてなしの向上を図り、各地域が観光客の目的地となるよう、

総合的な取組を進めることが重要である。

そのためには、効果的かつ戦略的な PR のほか、消費の拡大が期待できる新たな観光コンテンツの開発や掘り起こしを図るとともに、観光関連団体や宿泊施設等の観光事業者をはじめとする多様な関係者が連携し、観光地域づくりを推進していくことが必要である。

また、観光施設は、観光客や市民等に自然体験や憩い・癒やしの場を提供するとともに、地域間の交流を促進する拠点となっているが、施設の維持管理に加え、老朽化に伴う施設改修や機能の集約・再編が必要となっている。

(2) その対策

- 認定農業者、認定新規就農者を支援するための大型機械等の導入の推進
- 冬季農作物不足を解消するためのパイプハウスの設置補助
- 地域ブランド化・高付加価値化農業の推進
- 有害鳥獣等の被害を低減させる対策の推進
- 間伐等の森林整備への公的関与の充実
- 新産業団地の整備
- 企業の工場等新增設に係る支援
- 空き店舗等を活用したにぎわいの創出
- 地域活性化を目的とした観光施設の充実拡大
- 先端設備等導入計画策定による設備導入の促進

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|------------------|--------------|------|----|
| 2. 産業の振興 | (1) 基盤整備 | | | |
| | 林業 | | | |
| | | 県単独補助治山事業 | 朝来市 | |
| | (4) 地場産業の振興 | | | |
| | 加工施設 | | | |
| | | 土づくりセンター整備事業 | 朝来市 | |
| | (5) 企業誘致 | | | |
| | | 企業誘致促進事業 | 朝来市 | |
| | (9) 観光又はレクリエーション | | | |
| | | さのう高原整備事業 | 朝来市 | |
| | よふど温泉施設整備事業 | 朝来市 | | |

| | | | |
|--------------------|-----------------|-----|--|
| | 黒川温泉施設整備事業 | 朝来市 | |
| | 道の駅但馬のまほろば整備事業 | 朝来市 | |
| | 道の駅あさご整備事業 | 朝来市 | |
| | 道の駅フレッシュあさご整備事業 | 朝来市 | |
| | 多々良木交流館等整備事業 | 朝来市 | |
| | ヒメハナ公園整備事業 | 朝来市 | |
| | 樺の森公園等整備事業 | 朝来市 | |
| | 新井駅前再開発事業 | 朝来市 | |
| (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 第1次産業 | | | |
| | 中山間地域等直接支払事業 | 朝来市 | |
| | 多面的機能支払交付金事業 | 朝来市 | |
| | 環境保全型農業直接支払事業 | 朝来市 | |
| | 特産物振興事業 | 朝来市 | |
| | 野菜ハウス設置支援事業 | 朝来市 | |
| | 農業振興地域整備促進事業 | 朝来市 | |
| | 農業機械導入支援事業 | 朝来市 | |
| | 有害鳥獣対策事業 | 朝来市 | |
| | 森林管理100%作戦推進事業 | 朝来市 | |
| | ヤマビル防除対策事業 | 朝来市 | |
| | 松くい虫防除事業 | 朝来市 | |
| その他 | | | |
| | 工場等新增設支援事業 | 朝来市 | |
| | にぎわい創出事業 | 朝来市 | |
| | 先端設備等導入促進事業 | 朝来市 | |

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第23条及び第24条に規定する産業振興促進区域及び振興すべき業種等については次のとおりである。

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|------------------|------------------------------------|-------------------------|----|
| 生野・山東・朝来地域 全域 | 製造業、旅館業、農林 水産物等販売業、情報 サービス業等 | 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記3（1）の記載のとおり。

なお、本区域における産業振興については、状況に応じて、周辺市町及び兵庫県とも連携しながら進めていく。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合性

農業施設については、朝来市公共施設等総合管理計画における、公共施設分野の個別施設計画である朝来市公共施設再配置計画に基づき、行政として農業振興を図るための施策を通じて農地・農業を保全していくための施設の在り方について検討した上で、施設整備及び改修を行う。

レクリエーション施設については、朝来市公共施設再配置計画に基づき、他の宿泊施設の立地状況も考慮しながら、キャンプ場等アウトドア施設の施設配置の在り方について検討した上で、施設整備及び改修を行う。

観光施設については、朝来市公共施設再配置計画に基づき、市の観光情報の発信と産業振興に関する事業を展開し、交流による地域の活性化と地域産業の拠点として、施設整備及び改修を行う。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

朝来市においては、市内全域に光ケーブル網を構築し、ケーブルテレビに加入することにより各家庭で緊急情報・行政情報が受信可能な音声告知放送に加え、ケーブルテレビや光インターネットサービスも利用できる情報通信システムを構築しているが、サービスの安定運用や高度化のための設備更新が今後、必要となってくる。

また、スマートフォンやタブレット端末等の普及に伴う市内のWi-Fi環境の充実、情報化の進展に伴う情報リテラシー向上対策等が必要となっている。

(2) その対策

- 情報通信システム設備の計画的な更新
- 高度情報化社会に対応可能な人材の育成

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---------------|-------------------|------|----|
| 3. 地域における情報化 | (1) 地域文化振興施設等 | | | |
| | 有線テレビジョン放送施設 | | | |
| | | ケーブルテレビセンター施設整備事業 | 朝来市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

ケーブルテレビセンターについては、朝来市公共施設再配置計画に基づき、地域情報・公共サービス情報等の情報化社会に適応したまちづくりを推進する情報通信媒体として、また、難視聴対策として機能を継続するため、予防保全も含めた計画的な改修を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア. 市道

道路は住民生活の利便性向上をはじめ、産業の活性化や地域間交流の促進等に大きく寄与する最も重要な基盤の一つとなっている。

朝来市の道路体系は、市域の北部を東西に横断し京阪神と但馬・山陰地域を結ぶ北近畿豊岡自動車道と、市域の中央を南北に縦断し播磨地域と但馬地域を結ぶ播但連絡道路の地域高規格道路2路線を軸とし、これらに並行し京都方面と鳥取方面を結ぶ国道9号、豊岡方面と姫路方面を結ぶ国道312号とともに交通幹線軸を形成している。また、国道9号から東へ分岐し丹波市に続く国道427号や、国道312号から東西に分岐し丹波市及び宍粟市に続く国道429号は、地域間を結ぶ重要な役割を担っている。

これらの幹線道路や、県道と過疎地域集落を結ぶ市道及び過疎地域集落内の市道については、これまで一定の改良整備を進めてきているものの、依然として幅員狭小区間、舗装不良区間及び線形不良等未改良区間を残しており、これらの早期改良が課題となっている。

また、過疎地域内市道の安全な通行を確保するため、法面等の防災対策、交通安全施設の整備及び積雪時の除雪能力向上等を図るとともに、重要構造物である橋梁（きょうりょう）やトンネルについて、長寿命化修繕計画に基づき着実に補修や更新を進める必要がある。

イ. 林道

森林・林業を取り巻く環境は、少子高齢化による担い手の減少、木材価格の低迷等大変厳しい状況にあり、管理が行き届かず放置された森林の拡大も大きな課題となっている。

しかしながら、森林は貴重な財産であり、これを適切に保全・管理・利用し、循環型社会を構築していくことが重要である。

そのためには、森林の基盤施設である林道の整備を着実に進めていくことが不可欠である。

ウ. 地域公共交通

平成19年に全但バス株式会社が市内一部バス路線から撤退したことを契機に、朝来市では市民の交通手段確保を図るべく、路線バスの補完的役割を担うコミュニティバス「アコバス」の運行を開始した。

また、平成28年5月の公立朝来医療センターの開院に伴い、朝来市公共交通第2次再編を行い、アコバス及び路線バスの運行経路を見直し、病院・商業施設・駅を中心に、さらに便利で利用しやすい運行体系を進めてきた。

高齢化が進む中、日常生活に必要な活動拠点へのアクセスの利便性向上のため、安全安心な生活交通手段の確保が求められている。令和2年3月に策定した朝来市

公共交通網形成計画に基づいた事業展開を行ってきたが、令和5年12月に策定した第3次再編計画に基づき、アコバスに代わる新たな移動手段として「デマンド型乗合交通あさGO」を、令和6年4月から市内全域に段階的に導入した。

(2) その対策

- 市道幅員狭小区間の拡幅改良
- 市道舗装不良区間の舗装改良
- 市道線形不良区間の線形改良
- 市道法面等の防災対策
- 交通安全施設の整備
- 通学路等の歩行者安全対策
- 除雪機械の整備
- 老朽化した市道橋梁・トンネルの補修又は更新
- 公共交通機関の確保対策
- デマンド型乗合交通導入に伴う更なる利便性向上と効率的な運行

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|----------------------------|--------------------------------|------|----|
| 4. 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (1)市町村道 | | | |
| | 道路 | | | |
| | | 小野福畑線（舗装改良） L=100m W=6.0m | 朝来市 | |
| | | 釣坂線（舗装改良） L=100m W=7.0m | 朝来市 | |
| | | 柁木・宮ノ下線（舗装改良） L=140m W=2.0m | 朝来市 | |
| | | 口銀谷下小路線（舗装改良） L=250m W=3.0m | 朝来市 | |
| | | 下小路旧駅線（舗装改良） L=200m W=4.0m | 朝来市 | |
| | | フカサコ線（舗装改良） L=100m W=3.3m | 朝来市 | |
| | | 円山曾利線（舗装改良） L=180m W=4.5m | 朝来市 | |
| | 上地線（舗装改良） L=560m W=5.2m | 朝来市 | | |

| | | |
|---------------------------------|-----|--|
| 生野高原線（舗装改良） L=1020m W=6.4m | 朝来市 | |
| 穴原線（舗装改良） L=220m W=7.0m | 朝来市 | |
| 楽音寺・滝田線（舗装改良） L=650m W=7.0m | 朝来市 | |
| 物部旧県道線（舗装改良） L=200m W=4.0m | 朝来市 | |
| 菖蒲沢線（舗装改良） L=500m W=3.5m | 朝来市 | |
| 和賀・三保線（舗装改良） L=500m W=8.5m | 朝来市 | |
| 物部山内線（舗装改良） L=600m W=5.4m | 朝来市 | |
| 越田・柊木線（舗装改良） L=300m W=5.0m | 朝来市 | |
| 三保・溝黒線（舗装改良） L=400m W=7.0m | 朝来市 | |
| 生野長谷線（舗装改良） L=280m W=3.7m | 朝来市 | |
| 山内旧県道線（舗装改良） L=720m W=4.0m | 朝来市 | |
| 新多々良木線（舗装改良） L=320m W=7.0m | 朝来市 | |
| 観音線（舗装改良） L=1,300m W=5.0m | 朝来市 | |
| 一品・金浦線（舗装改良） L=1,200m W=6.0m | 朝来市 | |
| 柴・大月線（舗装改良） L=500m W=7.0m | 朝来市 | |
| 末歳・滝田線（舗装改良） L=200m W=5.0m | 朝来市 | |
| 八代堤防1号線（舗装改良） L=300m W=3.0m | 朝来市 | |
| 小田和円山線（舗装改良） L=250m W=5.0m | 朝来市 | |
| 小田和1号線（舗装改良） L=80m W=5.0m | 朝来市 | |
| 新井野田線（舗装改良） L=100m W=5.0m | 朝来市 | |
| 山田1号線（舗装改良） L=360m W=5.0m | 朝来市 | |
| 山田2号線（舗装改良） L=100m W=6.0m | 朝来市 | |

| | | |
|---------------------------------|-----|--|
| 生野高原2号支線（舗装改良） L=70m W=6.0m | 朝来市 | |
| 口銀谷日向線（舗装改良） L=170m W=4.0m | 朝来市 | |
| 口銀谷寺町線（舗装改良） L=200m W=4.0m | 朝来市 | |
| 羽瀨元津線（舗装改良） L=300m W=3.0m | 朝来市 | |
| 緑ヶ丘7号線（道路改良） L=120m W=3.0m | 朝来市 | |
| 緑ヶ丘11号線（道路改良） L=110m W=3.0m | 朝来市 | |
| 楽音寺・滝田線（道路改良） L=30m W=2.5m | 朝来市 | |
| 諏訪・市場線（道路改良） L=220m W=3.5m | 朝来市 | |
| 与布土・奥山線（道路改良） L=60m | 朝来市 | |
| 紫竹ヶ坪・市場線（道路改良） L=80m W=4.0m | 朝来市 | |
| 末歳・大月線（道路改良） 待避所設置 | 朝来市 | |
| 八代1号線（道路改良） L=162m W=4.0m | 朝来市 | |
| 栃原宍粟線（道路改良） L=30m W=4.0m | 朝来市 | |
| 矢名瀬町・川原町線（道路改良） L=30m W=5.0m | 朝来市 | |
| 奥銀谷下町6号線（道路新設） L=60m W=4.0m | 朝来市 | |
| 新堂・和賀線（道路改良） L=30m W=5.0m | 朝来市 | |
| 上ヶ・宮山線（道路改良） L=30m W=4.0m | 朝来市 | |
| 滝田・小谷線（道路改良） L=10m W=3.0m | 朝来市 | |
| 楽音寺・仲田線（道路改良） L=130m W=4.0m | 朝来市 | |
| 迫間原線（道路改良） L=350m W=2.5m | 朝来市 | |
| 末歳・前田中路線（道路改良） L=70m W=4.0m | 朝来市 | |
| 緑ヶ丘5号線（道路改良） L=60m W=3.0m | 朝来市 | |

| 橋りょう | | |
|---|-----|--|
| 生野ダム湖岸線 青草橋 (橋梁補修) L=25.5m W=5.3m | 朝来市 | |
| 口銀谷小学校前線 生野新橋 (橋梁補修) L=26.0m W=9.8m | 朝来市 | |
| 多々良木ダム湖右岸線 見才橋 (橋梁補修) L=20.5m W=4.1m | 朝来市 | |
| 新井立野線 朝来大橋 (橋梁補修) L=61.0m W=10.0m | 朝来市 | |
| 金浦・塩田線 30-1号橋 (橋梁補修) L=4.5m W=4.5m | 朝来市 | |
| 中野山波1号線 垣ヶ内橋 (橋梁補修) L=2.6m W=4.5m | 朝来市 | |
| 円山1号線 円山1号橋 (橋梁補修) L=7.0m W=1.9m | 朝来市 | |
| 愛宕線 銀山橋 (橋梁補修) L=35.8m W=4.8m | 朝来市 | |
| 早田・粟鹿線 田中橋 (橋梁補修) L=20m W=11.0m | 朝来市 | |
| 下三度淵線 三度淵橋 (橋梁補修) L=30m W=5.2m | 朝来市 | |
| 早田・長通り線 早田上橋 (橋梁補修) L=9.9m W=3.9m | 朝来市 | |
| 新井口八代線 長谷波橋 (橋梁補修) L=9.1m W=3.5m | 朝来市 | |
| 佐中線 千原橋 (橋梁補修) L=3.0m W=6.5m | 朝来市 | |
| 山口旧国道線 山口橋 (橋梁補修) L=7.9m W=6.8m | 朝来市 | |
| 溝黒・大月線 諏訪橋 (橋梁補修) L=42.9m W=5.7m | 朝来市 | |
| 神子畑2号線 高柝橋 (橋梁補修) L=14.1m W=1.8m | 朝来市 | |
| 旧観音線 岩屋橋 (橋梁補修) L=13.2m W=4.5m | 朝来市 | |
| 羽淵旧県道1号線 羽淵橋 (橋梁補修) L=47.9m W=5.6m | 朝来市 | |
| 黒川ダム湖岸線 仏谷橋 (橋梁補修) L=3.6m W=7.7m | 朝来市 | |
| 神子畑中村線 中村上橋 (橋梁補修) L=15.5m W=5.1m | 朝来市 | |
| 八代3号線 坂谷口橋 (橋梁補修) L=12.9m W=4.1m | 朝来市 | |
| 生野公園2号線 姫宮橋 (橋梁補修) L=43.9m W=3.0m | 朝来市 | |

| | | | |
|-------------------|-----------------------------------|-----|--|
| | 神子畑5号線 正門橋（橋梁補修） L=7.8m W=7.9m | 朝来市 | |
| その他 | | | |
| | 釣坂線 あすなろトンネル（トンネル補修）L=627m | 朝来市 | |
| | 釣坂線 あすなろトンネル（トンネル設備更新）L=627m | 朝来市 | |
| | 新多々良木線 多々良木トンネル（トンネル設備更新）L=336m | 朝来市 | |
| | 一品・金浦線 鯨峠トンネル（トンネル設備更新）L=239m | 朝来市 | |
| (3) 林道 | | | |
| | 広域基幹林道整備事業 | 兵庫県 | |
| (5) 鉄道施設等 | | | |
| | 生野駅複合交流センター整備事業 | 朝来市 | |
| (6) 自動車 | | | |
| | デマンド型乗合交通運行事業 | 朝来市 | |
| (8) 道路整備機械等 | | | |
| | 除雪機械等整備事業 | 朝来市 | |
| (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 公共交通 | | | |
| | 路線バス確保対策事業 | 朝来市 | |
| 交通施設維持 | | | |
| | 生野地域道路等維持管理事業 | 朝来市 | |
| | 山東地域道路等維持管理事業 | 朝来市 | |
| | 朝来地域道路等維持管理事業 | 朝来市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

朝来市公共施設等総合管理計画における、道路橋分野の個別施設計画である道路橋長寿命化修繕計画に基づき、「安全・安心・快適に暮らし続けられるための社会基盤施設の維持管理を目指して」の基本理念を踏まえ、定期的な点検を行い、ライフサイクルコストの縮減を前提に効率的な補修又は架替えを行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 生活排水処理施設

生野・山東・朝来地域の下水道は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業及び浄化槽設置整備事業等に計画的に取り組み、生活環境の改善を図るべく、生活排水処理率向上のため、積極的な事業展開を図ってきた。

これまでに処理施設の老朽化に伴う設備の更新、処理人口の減少に伴う施設の統廃合を行い、併せて環境に配慮した処理方式を積極的に導入し、事業推進を図ってきた。

現在、集合処理施設については、特定環境保全公共下水道3施設、農業集落排水12施設、コミュニティ・プラント3施設の計18施設の維持管理に努めている。また、浄化槽等についても、保守点検・清掃等の実施により環境保全に努めている。

今後、集合処理施設については、老朽化の進行により維持管理費が増額傾向となっている施設を総合的・地理的に勘案し、統廃合を推進することによる処理能力の強化と維持管理の合理化を早期に図る必要がある。また、浄化槽等についても、引き続き適切な保守点検・清掃等を行う必要がある。

さらに、環境保全を強化する上においても、随時、管渠（かんきょ）整備が必要となっている。

イ. ごみ処理施設

ライフスタイルの多様化や消費生活の変化等により排出される一般廃棄物（ごみ）の種類が多岐にわたる一方、最終処分場の新設は困難であり、既設処分場の延命化に努める必要がある。

ごみの適正な処理と、処理に伴う環境負荷の低減のため、一層のごみの減量化と再資源化の推進を図るほか、住民一人一人の意識の高揚と、行政と住民が一体となった積極的な取組が必要である。

ウ. 火葬場

朝来市斎場は、平成14年4月に稼働してから、23年が経過しており、施設・設備・火葬炉について大規模な修繕が必要な時期にきている。火葬炉については、人体火葬炉が4基と動物炉が1基あり、年間、約450体の人体火葬を行っている。斎場の運営については、指定管理者制度を採用しており、年3日の休業を除き毎日開場しており、故障すると使用者の葬祭に支障を来すこととなる。そのため、随時点検を行い、計画的な改修と修繕が必要である。

エ. 消防施設

生野・山東・朝来地域の消防団は18分団あり、団員数481人、ポンプ自動車12台と小型動力ポンプ付積載車を14台、指揮車を3台保有している。

消防団の主な活動として、火災や自然災害等における出動のほか、南但消防本部

との合同訓練や各地域における防火啓発等、防火・防災意識の向上に努めている。

一方、団員数は人口減少や若者の消防団離れに伴い、その確保が年々困難になり、このまま団員数の減少が続けば、災害時等における活動に著しく支障を来すことが予想されることから、入団しやすい環境づくりや、地域における自主防災組織への活動支援を継続して実施する必要がある。

さらに、各地域内に設置している消火栓、防火水槽等や各分団に配備している消防車両等は老朽化し更新が必要なものがあり、消防施設等の更新整備が必要となっている。また、緊急車両進入のために周辺市道の幅員拡張を必要とする箇所がある。

オ. 公営住宅

朝来市の市営住宅は、10戸未満の小規模団地が過半を占めており、住宅の管理面で効率性を向上させる上で、団地の再編集約化が必要である。

また、地域別の管理戸数と地域の世帯数との比率は、生野 8.3% (143 戸)、和田山 2.3% (131 戸)、山東 3.0% (63 戸)、朝来 1.9% (42 戸) となっており、市民サービス面で地域バランスのある供給比への対応が必要である。

さらに、市営住宅の住戸規模は 50 m²以上が 9 割以上を占めているものの、入居世帯は 1 人又は 2 人世帯が過半を占める状況から、高齢単身入居世帯向けの住戸等の建設や、現状の住戸へは若年ファミリー世帯の入居促進を検討する必要がある。

加えて、構造別の耐用年限に応じた管理期間を超える住棟は、5 年後には、木造の 63%、簡易耐火造平屋建ての全て、簡易耐火造二階建ての 15%、計 95 戸がその対象となり、20 年後には 171 戸がその対象となるため、計画的な対策が必要となっている。

(2) その対策

- 上下水道施設設備の改築・更新
- 清掃運搬車両の更新
- 一般廃棄物処理における更なる分別収集の推進
- 一般廃棄物処理等における一部事務組合・構成市・団体との連携
- 消防機庫の年次的な整備
- 消火栓・防火水槽等の年次的な整備
- 市営住宅のストック再編・長寿命化及びライフサイクルコストの縮減
- 公営住宅等長寿命化計画に基づく年次的な整備

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------|--------------------------|------|----|
| 5. 生活環境の整備 | (1) 水道施設 | | | |
| | 上水道 | | | |
| | | 上水道施設設備改築・更新事業 | 朝来市 | |
| | (2) 下水処理施設 | | | |
| | 公共下水道 | | | |
| | | 特定環境保全公共下水道処理施設設備改築・更新事業 | 朝来市 | |
| | 農村集落排水施設 | | | |
| | | 農業集落排水処理施設設備改築・更新事業 | 朝来市 | |
| | 地域し尿処理施設 | | | |
| | | コミュニティプラント施設設備改築・更新事業 | 朝来市 | |
| | その他 | | | |
| | | 合併処理浄化槽設置等促進事業 | 朝来市 | |
| | (3) 廃棄物処理施設 | | | |
| | ごみ処理施設 | | | |
| | | 不燃物処理施設整備事業 | 朝来市 | |
| | (4) 火葬場 | | | |
| | | 斎場整備事業 | 朝来市 | |
| | (5) 消防施設 | | | |
| | | 消防施設（ポンプ自動車整備事業） | 朝来市 | |
| | | 消防施設（消火栓整備事業） | 朝来市 | |
| | 消防施設（消防器具庫整備事業） | 朝来市 | | |
| (6) 公営住宅 | | | | |
| | 市営住宅整備事業 | 朝来市 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

企業施設については、公共施設等総合管理計画における、水道施設分野の個別施設計画である朝来市水道ビジョン及び下水道施設分野の個別施設計画であるストックマネジメント計画等に基づき、施設の統合や長寿命化に向けた改修等を行う。

供給処理施設については、朝来市公共施設再配置計画に基づき、市内で発生する一般廃棄物の適正な処理・処分を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、各施設の状況を踏まえて在り方を検討した上で、計画的な改修等を行う。

火葬場については、朝来市公共施設再配置計画に基づき、機能を維持するための計画的な改修を行う。

市営住宅については、朝来市公共施設再配置計画及び朝来市公営住宅長寿命化計画に基づき、今後必要な住宅戸数の確保に努めながら、老朽化が激しい施設については統合・集約化による建替えを行い、また、継続して利用する施設については予防保全を含めた計画的な改修を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

ア. 子育て環境の確保

市内における就学前人口は令和7年5月1日現在、899人である。乳幼児の保育施設としては、公立認定こども園が7園、私立保育園が2園、私立認定こども園が4園あり、それぞれの施設において教育・保育を行っている。

市内の公立認定こども園では、老朽化が進む園舎の改修やLED化を図っているが、設備は開園当初の物が多く、特に日々使用する厨房設備は耐用年数を経過したものもあり、計画的な更新が必要である。

イ. 高齢者の保健及び福祉

朝来市の高齢化率は合併した平成17年4月現在で27.1%であったが、合併後20年経過した令和7年3月現在では37.1%と高齢化が急速に進んでおり、介護保険の要支援・要介護認定率も同月現在で22.8%と県下でも高い割合となっている。

とりわけ、この計画の対象地域である生野・山東・朝来地域は、高齢化率が高くなっており、市では「生涯現役」を合言葉とし、地域の集会施設や老人福祉センターで「いきいき百歳体操」等の健康づくりや介護予防事業に取り組んでいる。

今後も高齢化が進み、75歳以上の後期高齢者が増えていくと見込まれることから、高齢者が生きがいを持って、自分らしく生活できることを目指し、引き続き健康づくりや介護予防事業を進めるほか、住み慣れた地域で安心して幸せに暮らし続けられるよう、地域での支え合いの活動に取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

- 子育て施設の機能充実
- 効果的、効率的な幼児教育・保育のための施設運営管理
- 高齢者の保健福祉事業の推進
- 地域での支え合い事業や交流の場づくりの推進

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------|----------|----|
| 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (2) 認定こども園 | | | |
| | | 山口こども園施設整備事業 | 朝来市 | |
| | | 中川こども園施設整備事業 | 朝来市 | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 児童福祉 | | | |
| | | 私立保育所・こども園運営支援事業 | 朝来市 | |
| | | 私立保育所・こども園障害児保育支援事業 | 朝来市 | |
| | | こども園学びのサポーター配置事業 | 朝来市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

こども園については、朝来市公共施設再配置計画に基づき、引き続きこども園の機能を継続することを踏まえ、各施設の状況に応じた計画的な改修を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

生野・山東・朝来地域には、精神疾患や認知症疾患の入院機能を有する病院が1箇所、一般診療所が6箇所ある。これまで山東地域にあった一般病床を有する公立朝来梁瀬医療センターが閉院し、公立朝来和田山医療センターと統合して、新たに平成28年5月に和田山地域に公立朝来医療センターとして開院している。これに伴い入院治療を必要とする場合は、当該地域から離れた公立朝来医療センターや市外にある八鹿病院、豊岡病院等へ受診することとなり交通の不便さや受診にかかる時間的な問題がある。また、救急治療が必要な場合も当該地域には受け入れ可能な医療機関がないことから受診までに時間を要する。さらに、但馬地域は医師の地域偏在、診療科偏在の影響をうけて公立病院に必要な医師数を確保できず、二次医療や二次救急医療の提供体制に支障を来す恐れもある。

引き続き二次医療体制及び二次救急医療体制の確保に努めるとともに、公立朝来医療センターを中心として市内の開業医との病診連携や他の病院との連携等により当該地域における医療体制の充実を図ることが必要である。

また、公立豊岡病院には但馬救命救急センターを併設しており、県立病院がない但馬医療圏域において三次救急を担う唯一の医療機関として重要な責任を有しているが、平成22年から運用が始まったドクターヘリ、ドクターカーの導入を契機とした救急体制強化による医師や医療スタッフの増員や救急受入れ患者数の増加により、救命救急センターの狭隘化は深刻さを増し、問題となっている。

(2) その対策

- 急なけがや病気に対応する医療機関や対応方法等の情報提供
- 健康医療電話相談事業の実施
- 二次医療・二次救急医療体制の充実に向けた兵庫県や公立豊岡病院組合と連携した医師確保対策の実施
- 公立豊岡病院に新棟を建設し、但馬救命救急センター機能の拡張や充実、必要な医療機器整備の実施
- 公立朝来医療センターや医師会等との地域医療連携会議の開催

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|---------------------------|------|----|
| 7. 医療の確保 | (1) 診療施設 | | | |
| | 病院 | | | |
| | | 公立豊岡病院救命救急センター拡張等 整備事業 | 朝来市 | |
| | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | その他 | | | |
| | 地域医療連携会議 | 朝来市 | | |

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育関連施設

生野・山東・朝来地域には、令和7年5月1日現在で、小学校が4校（児童数557人）、中学校が3校（生徒数322人）あり、「ふるさと朝来で学ぶ 未来を創る人づくり」を基本理念として、それぞれの学校において確かな学力、豊かな心及び健やかな体の育成を図るため教育活動を展開している。

過疎化、少子高齢化の影響により、児童生徒数の減少が著しく、生野地域内の小学校については、3つの小学校が平成17年度と平成21年度の統合を経て1校となった。また、山東地域内の3つの小学校も平成23年度に統合され1校となった。

統合後は、通学距離や安全面を考慮し、遠距離通学となる児童に対しては、スクールバスによる送迎を行っており、今後もスクールバスによる送迎を継続していく必要がある。

学校教育施設に関しては、令和元年度に学校施設等長寿命化計画を策定し、計画的に学校施設等の改修を実施していくこととしているが、各学校の校舎や体育館等は建築から30年以上が経過しており老朽化が著しいため、児童生徒が安心して学校生活を送り、安全で質の高い教育環境を確保するためにも大規模改造工事等は必要不可欠となっている。

また、近年は特別支援学級の児童生徒に加え、通常学級に在籍する発達障害等がある児童生徒を支援するため、学びのサポーターとして会計年度任用職員を配置する等の、きめ細やかな対応が求められている。さらに、ICT機器等を活用して「主体的・対話的で深い学び」を推進していくためにも、通信ネットワーク基盤を含むICT環境整備（更新含む）や教職員のICT活用指導力の向上を図っていく必要がある。併せて、ふるさとの自然や伝統文化等に触れる教育を展開し、ふるさと愛を醸成する取組を推進していく。

加えて、栄養バランスに配慮した安全安心な学校給食を提供することにより、児童生徒の心身の健全なる発達や食を大切にすることを育む食育を推進する。

イ. 社会教育関連施設

社会の急激な変化に伴い、価値観の多様化が顕著になり、生涯にわたって自己を高め続けようとする市民の意識等に対応した、質の高い生涯学習・文化芸術・生涯スポーツの積極的な展開が求められている。

そのような中、核となる生涯学習センターや体育館といった社会教育施設も、相当年数が経過しており、老朽化が進んでいる。

こうした地域活性化に貢献する施設の存在は欠かすことができないことから年次的な整備を図る必要がある。

ウ. 地域集会施設

少子高齢化に加え、国際化や情報化が急速に進展する中で、地域社会における豊

かな人間関係を保持し、生活に潤いを感じることができ、文化意識の高揚を図るためには生涯学習の推進が大切である。

そのような生涯学習推進における地域住民の交流拠点である集会施設は、年次的に整備を図ってきたところであるが、建築から相当年数経過し、老朽化した施設では、段差が多くあることから高齢者や障害のある者の利用にも支障が生じている等、十分な機能が果たせていない。

今後も地域の持続的発展に向け、集会施設の整備・改修を行う必要がある。

エ. 自然・文化の体験活動

自然体験型施設等を活用しながら、豊かな自然の中で活動することにより、自然の良さ・大切さ、地域社会の規律等の学びを創出するとともに、親子や地域の人々、都市部の人々との温かい心のふれあいや交流を進めていく。

また、市内には貴重な歴史資源が数多く存在しており、古代・中世・近代の生活文化等に触れる機会が多く、子どもたちの歴史教育や伝統文化の継承にも大いに役立っている。今後は、これらの歴史資源の活用を通じて、地域の教育力の向上と特色ある教育の創造を推進していく。

(2) その対策

- 小中学校の校舎・屋内運動場・プールの整備
- 遠距離通学となる児童生徒のためのスクールバス整備
- 学びのサポーターの配置
- ICT 学習環境の整備
- ふるさと意識を醸成する教育の推進
- 学校給食センター施設・備品の整備及び配送車の定期的更新
- 生涯学習推進のための地域コミュニティの拠点整備
- 生涯学習活動の振興
- 地域スポーツ活動の振興
- 地域スポーツ活動施設の整備
- 野外活動・自然体験活動の推進と施設の整備
- 歴史文化施設等の総合的な活用促進

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------------|--------------------|------|----|
| 8. 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | | | |
| | 校舎 | | | |
| | | 生野小学校校舎大規模改造事業 | 朝来市 | |
| | | 山口小学校校舎大規模改造事業 | 朝来市 | |
| | | 山口小学校校舎長寿命化改良事業 | 朝来市 | |
| | | 中川小学校校舎大規模改造事業 | 朝来市 | |
| | | 生野中学校校舎大規模改造事業 | 朝来市 | |
| | | 梁瀬中学校校舎大規模改造事業 | 朝来市 | |
| | 屋内運動場 | | | |
| | | 生野小学校屋内運動場大規模改造事業 | 朝来市 | |
| | | 朝来中学校屋内運動場長寿命化改良事業 | 朝来市 | |
| | スクールバス・ボート | | | |
| | | 小学校遠距離通学支援事業 | 朝来市 | |
| | 給食施設 | | | |
| | | 給食センター整備事業 | 朝来市 | |
| | (3) 集会施設、体育施設等 | | | |
| | 集会施設 | | | |
| | | 庁舎整備事業（生野庁舎等） | 朝来市 | |
| | | 庁舎整備事業（山東庁舎） | 朝来市 | |
| | | 庁舎整備事業（朝来庁舎等） | 朝来市 | |
| | | 隣保館施設整備事業（生野交流館） | 朝来市 | |
| | | 財産管理事業 | 朝来市 | |
| | 体育施設 | | | |
| | 温水プール「くじら」機械設備更新工事 | 朝来市 | | |
| | 屋根付運動施設整備事業 | 朝来市 | | |
| | 山東体育館整備事業 | 朝来市 | | |

| | | | |
|-------------------|-----------------|-----|--|
| 図書館 | | | |
| | あさご森の図書館整備事業 | 朝来市 | |
| (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 義務教育 | | | |
| | 小学校学びのサポーター配置事業 | 朝来市 | |
| | 中学校学びのサポーター配置事業 | 朝来市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

小学校・中学校については、朝来市公共施設再配置計画及び朝来市学校施設等長寿命化計画の方向性に基づき、各施設の予防保全を含めた計画的な改修を行う。

学校給食センターについては、朝来市公共施設再配置計画に基づき、学校給食を調理・提供する場として、予防保全を含めた計画的な改修を行う。

スポーツ施設については、朝来市公共施設再配置計画に基づき、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる「地区体育館」として、生野・山東・朝来体育館を位置付け、適切な規模での建替え、又は予防保全を含めた計画的な改修を行う。

生涯学習センターについては、朝来市公共施設再配置計画に基づき、「地域の活動拠点」として各地域（旧町ごと）に1箇所設置する方針により、生野庁舎・朝来庁舎等整備事業の中で複合的に整備を行う。

集会施設については、朝来市公共施設再配置計画に基づき、地域課題解決のための活動の場として、行政が引き続き関わっていく施設について、適切な規模での建替え、又は予防保全を含めた計画的な改修を行う。

図書館については、朝来市公共施設再配置計画に基づき、市民の学習の場、情報収集の拠点として、計画的な改修を行う。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子高齢化や人口減少等により従来からの自治会運営が困難になりつつあることから、概ね旧小学校区単位で地域自治協議会を設立し、地域特性に応じた地域課題の解決に取り組み、地域の創意と工夫に基づいたまちづくりを進めている。

一方で、基礎的コミュニティである自治会単位での活動も重要なことから、自治会の主体的なまちづくりを支援する必要がある。

(2) その対策

- 地域の環境整備等の支援

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|-------------|----------|----|
| 9. 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 集落整備 | | | |
| | | 地域づくり支援事業 | 朝来市 | |
| | | 区集会施設整備支援事業 | 朝来市 | |

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア. 文化財の保存・活用

朝来市は、県内有数の規模の古代遺跡や出土品数を有しており、その中でも国史跡茶すり山古墳を筆頭とする重要な古墳・遺跡が発掘されてきた。

これらの古墳・遺跡からの貴重な出土品を保存・展示するための施設として、朝来市埋蔵文化財センターを平成 18 年度に建設した。

今後は、朝来市の歴史・文化遺産といった地域資源を総合的に活用する拠点施設として、市内の竹田城跡、生野鉱山及び池田古墳等と連携し、更なる総合的な活用を図っていく。

イ. 特別天然記念物の保護・活用

国特別天然記念物のオオサンショウウオは朝来市内全域に生息しており、現在、生野町黒川地域を拠点として NPO 法人日本ハンザキ研究所が生息調査や保全活動に取り組んでいる。本市では、こうした背景を踏まえ、「オオサンショウウオの棲(す)むまち朝来市」としての特色を活かし、建設中の施設を、調査・研究および普及啓発の拠点として活用し、自然環境への理解の促進と保全意識の向上を図っていく。

ウ. 文化芸術活動の振興

朝来市は、地域文化の振興を図るためにホール機能を有する文化施設として、生野メインホール、あさご・ささゆりホール及びさんとう緑風ホールを有しており、市民主体の芸術・文化活動の場の提供に加え、市民に質の高い文化・芸術に触れる様々な活動の場・機会を提供しているが、より市民ニーズに沿った文化芸術活動の振興を図る必要がある。

(2) その対策

- 朝来市固有の歴史文化遺産の啓発の実施
- 古墳・遺跡の発掘調査
- 埋蔵文化財センターの運営管理
- 文化財の保存・活用
- 特別天然記念物の保護・活用
- 文化芸術活動の振興

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|-------------------------|------|----|
| 10. 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 | | | |
| | 地域文化振興施設 | | | |
| | | 埋蔵文化財センター・茶すり山古墳学習館改修事業 | 朝来市 | |
| | | 文化会館施設等整備事業 | 朝来市 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 地域文化振興施設 | | | |
| | | 埋蔵文化財センター運営管理事業 | 朝来市 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

博物館については、朝来市公共施設再配置計画に基づき、朝来市の歴史遺産、郷土の歴史・民俗等を後世に引き継ぐために重要な役割を果たしている施設として、計画的な改修を行う。

文化施設については、朝来市公共施設再配置計画に基づき、市民の文化振興を図るための拠点として、施設の多目的利用も含めた有効活用を図るための整備を行う。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

生野地域には民間電力会社が運営する木質バイオマス発電所を有している。林業の再生や地域経済の活性化、再生可能エネルギーの普及・拡大を図ることを目的として、バイオマスエネルギー材（be材）の搬出から燃料チップの製造、発電までの一連の工程を一体に行う木質バイオマス事業を官民連携により進めている。市内面積の約84%を森林が占めていることもあり、森林資源の更なる有効活用が求められている。

また、生野ダムには水利権を活用した小水力発電所を設け、再生可能エネルギーの活用に向けた取組を推進している。

(2) その対策

- 木質バイオマスのエネルギー利用
- 小水力発電所にて発電した電力の有効活用

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|-------------------|--------------|------|----|
| 11. 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 再生可能エネルギー利用 | | | |
| | | 新・省エネルギー推進事業 | 朝来市 | |

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

過疎地域の自立活性化の促進を図るために、概ね旧小学校区単位による「地域自治協議会」を設立している。

地域自治協議会は、地域で活動する様々な団体や個人で組織された地域の包括的、公共的及び民主的な地域自治組織であり、地域によって課題が異なる中で、地域自治協議会を中心に、それぞれ地域が必要とする公共サービスを地域で考え、実行できるように、市民、地域及び行政との協働の体制が確立されつつある。

また、過疎化・高齢化が進み、地域課題が多様化する中で、地域づくりの担い手や公共の担い手として、地域自治協議会が活動をとおして市民からの信頼を構築し、地域自治協議会の意義を地域全体で共有していく必要がある。

さらに、協働のまちづくりを推進するため、地域自治協議会の充実を図るとともに、行政組織の地域支援体制を充実させることが重要となる。

(2) その対策

- 各地域自治協議会が創意工夫のもと地域の特性を活かした自立的な地域自治の推進
- 分権型社会に対応した地域協働システムの推進

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------|---------------|-------------|------|----|
| 12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | | 地域自治包括交付金事業 | 朝来市 | |

※事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--|---|
| 1. 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 移住・定住 | | | |
| | | 定住促進事業 | 朝来市 | 人口政策の重点対象である若者世代を中心に、移住定住に向けた住宅支援や結婚支援に係る取り組みを実施するもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 住みたい田舎移住促進プロジェクト事業 | 朝来市 | UIJターンに向けた情報発信、地域ぐるみのあさご暮らし支援、空き家活用による移住定住の促進や新規就農研修生向けの農業支援等、地域と一体となった移住定住支援を実施するもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 2. 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 第1次産業 | | | |
| | | 中山間地域等直接支払事業 | 朝来市 | 農振農用区域内で一定の傾斜基準を満たす1ha以上の農地団地を対象に、集落で管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5年間以上農業生産活動を継続する場合に補助を行うもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 多面的機能支払交付金事業 | 朝来市 | 農業者が参画する活動組織を設立し、農地等資源の適切な保全に加え生産資源や環境資源としての保全・向上活動を実施することへの支援を行い、地域資源の良好な保全と質的向上を図るもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 環境保全型農業直接支払事業 | 朝来市 | 地球温暖化防止や生物多様性の保全等に効果の高い営農活動を実施するためのコスト支援により、環境保全型農業の推進を行うことを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 特産物振興事業 | 朝来市 | 高収益につながる特産物の生産拡大、ブランド化、需要の掘り起こしを行うための支援及びPR活動等を行うことにより、農家所得の向上を図ることを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 野菜ハウス設置支援事業 | 朝来市 | 年間を通じて安定した農産物の生産と供給を可能にさせるパイプハウスによる栽培の推進と農業所得の増加を図るための本体及び附属設備の補助を行うもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 農業振興地域整備促進事業 | 朝来市 | 農業振興地域の整備に関する法律に定められた農業振興地域整備計画の策定に係る事業であり、5年毎の計画の見直しに当たっては基礎調査を行い、その結果を計画に反映させ、土地利用計画等を定めていくもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 農業機械導入支援事業 | 朝来市 | 市内の認定農業者及び認定新規就農者が農業の用に供する機械及び装置を新規購入又は更新購入する場合において、必要な経費に対し補助を行うもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 有害鳥獣対策事業 | 朝来市 | 有害鳥獣による農作物の被害を防止、軽減していくために鳥獣の侵入防護柵の整備、有害捕獲活動、防除活動、狩猟者育成等を行うもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 森林管理100%作戦推進事業 | 朝来市 | 間伐が必要な概ね26年生以上60年生以下のスギ・ヒノキ人工林について、県と連携した公的関与により、間伐実施、作業道の開設等による森林整備の推進を図ることを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | ヤマビル防除対策事業 | 朝来市 | ヤマビルによる吸血被害を減少させ、生息区域の拡大を抑制するため、希望する区及び施設に防除薬剤を無償提供するもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | 松くい虫防除事業 | 朝来市 | 松くい虫被害のまん延の未然防止と防除対策を実施し、松林の保護育成を推進することを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 | |

※事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------|--|--|
| | その他 | | | |
| | | 工場等新增設支援事業 | 朝来市 | 地域産業経済の振興と雇用の促進を図るため、市内において工場等を新設又は増設する事業者に対して固定資産税額や新規雇用者数に応じた奨励金等の奨励措置を行うもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | にぎわい創出事業 | 朝来市 | 市内の空き家・空き店舗を活用して、新たに事業を始める事業者に対して改装費や家賃費用等の補助を行うことにより起業を促進し地域のにぎわいづくりや活性化を図るもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 先端設備等導入促進事業 | 朝来市 | 労働生産性の向上を目的に先端設備等導入計画を策定した事業者に対して、先端設備等の導入費を補助し、持続可能な地域経済の形成を図ることを目的としたもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 4. 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 公共交通 | | | |
| | | 路線バス確保対策事業 | 朝来市 | バス事業者へ補助金を交付することにより路線バス運行を支援し、地域住民の移動手段の確保及び福祉の向上を図るもので、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | 交通施設維持 | | | |
| | | 生野地域道路等維持管理事業 | 朝来市 | 生野地域の市道等生活道路網を良好に維持し、市民生活の安定を図ることを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 山東地域道路等維持管理事業 | 朝来市 | 山東地域の市道等生活道路網を良好に維持し、市民生活の安定を図ることを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 朝来地域道路等維持管理事業 | 朝来市 | 朝来地域の市道等生活道路網を良好に維持し、市民生活の安定を図ることを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 児童福祉 | | | |
| | | 私立保育所・こども園運営支援事業 | 朝来市 | 市内6箇所の私立保育園・認定こども園の健全な運営を支援することにより、子育て支援を充実することを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 私立保育所・こども園障害児保育支援事業 | 朝来市 | 集団生活が可能で障害児の受け入れを円滑に推進し、当該園児における福祉の増進を目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 私立保育所・こども園運営改善支援事業 | 朝来市 | 私立保育園等の安定経営と延長保育等の特別保育事業に積極的に取り組む私立保育園等に対して、保育内容・保育環境の充実を図ることを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | こども園学びのサポーター配置事業 | 朝来市 | 市内7箇所の市立認定こども園に在籍する特別な支援を必要とする園児に介助員を配置し、個別支援の充実や園での集団生活における適応力を高める等、園児の発育を促すことを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 | |
| 7. 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | その他 | | | |
| | | 地域医療連携会議 | 朝来市 | 兵庫県、公立豊岡病院組合立朝来医療センターや市内の開業医との連携を強化し、安心できる医療や医療情報の提供ができる環境づくりを推進することを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |

※事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------------------|-------------------|-----------------|----------|---|
| 8. 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 義務教育 | | | |
| | | 小学校学びのサポーター配置事業 | 朝来市 | 特別な支援を必要とする児童または学級へ学びのサポーターを配置することで、児童の安全確保、学習環境の向上や教育活動の円滑な推進等、就学支援体制の充実を図ることを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 中学校学びのサポーター配置事業 | 朝来市 | 特別な支援を必要とする生徒または学級へ学びのサポーターを配置することで、児童の安全確保、学習環境の向上や教育活動の円滑な推進等、就学支援体制の充実を図ることを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 9. 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 集落整備 | | | |
| | | 地域づくり支援事業 | 朝来市 | 地域等が自治振興と地域の活性化等を目的に自主的な判断に基づき事業実施する事業に対して補助金を交付し、地域づくりを支援することを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| | | 区集会施設整備支援事業 | 朝来市 | 区又は地域が整備する集会施設に係る整備費用を一部助成することにより、地域コミュニティ活動の推進及びまちづくりに対する市民意欲の向上を図ることを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 10. 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 地域文化振興施設 | | | |
| | | 埋蔵文化財センター運営管理事業 | 朝来市 | 埋蔵文化財だけでなく、広く歴史文化遺産の展示を行うと共に、講演会や講座、古代体験事業を実施し、より多くの市民が文化財への理解や郷土の歴史に対する認識を深めることを目的としており、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 11. 再生可能エネルギー の利用の推進 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 再生可能エネルギー利用 | | | |
| | | 新・省エネルギー推進事業 | 朝来市 | 新・省エネルギーの活用を促し、地球温暖化防止に寄与するため設置した、朝来市生野マイクロ水力発電システムの推進を図るものでその事業効果は将来に持続的に及ぶものである。 |
| 12. その他地域の持続的 発展に関し必要な事項 | 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | | 地域自治包括交付金事業 | 朝来市 | 地域協働の基盤として地域自治協議会が公共を担う等、地域自治を充実強化し、分権型社会に対応できるシステムの構築を目的としており、その事業効果は将来に及ぶものである。 |